

決算書類に対する注記（法人全体）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第4条に規定する「職員」

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(3)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)及び(2)に記す計算書類のみを作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 拠点区分の計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (3) 当法人が実施する社会福祉事業区分における拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 指定介護老人福祉施設 にしき苑拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム にしき苑を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 本部サービス区分

理事会及び評議員会の運営並びに監事の業務活動による経費、法人役員の報酬等その他のサービス区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部サービス区分を設けている。

② 指定介護老人福祉施設 にしき苑(従来型)サービス区分

社会福祉法第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム[介護保険法(平成9年法律第123号、以下「介護保険法」という)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設]

③ 指定地域密着型介護老人福祉施設 にしき苑(ユニット型)サービス区分

社会福祉法第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム(介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設)

④ 指定通所介護事業 高齢者在宅サービスセンターにしき苑サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業(介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

- ⑤ 指定短期入所生活介護事業 にしき苑サービス区分
 社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人短期入所事業(介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス
- ⑥ 指定居宅介護支援事業 居宅介護支援センターにしき苑サービス区分
 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業(公益事業)
- ⑦ 指定訪問介護 にしき苑ヘルパーステーション
 社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人居宅介護等事業(介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業
- ⑧ 障害福祉サービス事業(居宅介護)にしき苑ヘルパーステーション
 社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項に規定する居宅介護]
 なお、今年度の実績はない。
- ⑨ 障害福祉サービス事業(重度訪問介護)にしき苑ヘルパーステーション
 社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護)
 なお、今年度の実績はない。
- ⑩ 移動支援 にしき苑ヘルパーステーション
 社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する移動支援事業(障害者総合支援法第5条第24項に規定する移動支援)
 なお、今年度の実績はない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,498,218,000	0	0	1,498,218,000
建物	553,918,180	0	28,539,967	525,378,213
合計	2,052,136,180	0	28,539,967	2,023,596,213

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	1,498,218,000 円
建物（基本財産）	525,378,213 円
計	<u>2,023,596,213 円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	91,900,000 円
計	<u>91,900,000 円</u>

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,715,710,929	1,190,332,716	525,378,213
建物	1,377,530	1,291,427	86,103
構築物	17,510,166	16,241,137	1,269,029
車輛運搬具	3,712,000	3,711,997	3
器具及び備品	128,296,671	124,311,974	3,984,697
有形リース資産	7,014,300	4,677,720	2,336,580
合計	1,873,621,596	1,340,566,971	533,054,625

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	69,531,215	0	69,531,215
未収金	0	0	0
合計	69,531,215	0	69,531,215

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	196,553 円	298,397 円
② 長期前払費用からの振替額	331,999 円	337,702 円
貸借対照表計上額	528,552 円	636,099 円

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

サーバー及びコンピューター端末機（器具及び備品）等である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（1）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 積立資産並びに積立金の注記

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 都・施設振興費積立金

「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（東京都福祉局長通知 5 福地指第 200 号）に基づき平成 12 年 3 月 31 日までに支給された都補助金（施設振興費）の未使用額を積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に理事会の決議により取り崩すものである。

② 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に備えるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保している。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の決議により取り崩すものである。